令和４年度競技団体の組織基盤強化支援事業　審査基準

令和４年５月２７日
スポーツ庁長官決定

独立行政法人日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）は、本事業へ申請を希望する団体から提出された交付申請書及び事業計画書等（以下「交付申請書等」という。）を取りまとめ、スポーツ庁に審査を付託する。

評価委員会は、交付申請書等に基づき、評価点及び助成金の額を算出し、評価点の高い方から順に、助成金の額の総額が本事業の予算に達するまで、助成事業を選定する。必要に応じて、審査期間中に事業計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

なお、本審査基準の用語は「令和４年度競技団体の組織基盤強化支援事業の実施に関する基本方針」に定めるところによる。

【添付書類】
- 別添１　助成事業の評価方法
- 別添２　助成額の算出方法
- 別添３　審査要領
- 別紙１　評価の観点【中央競技団体】
- 別紙２　評価の観点【統括団体】

（別添１）

令和４年度競技団体の組織基盤強化支援事業　審査基準
－助成事業の評価方法－

評価委員会は、以下１及び２に基づき、評価点を算出する。各申請団体の評価点は 110 点満点とし、評価点が 50 点に満たないものについては不採択とする。

１．基礎点の算出

各申請団体より提出された事業計画書等に基づき、以下の①及び②の観点における各設問を満たしているか否かを評価し、基礎点を算出する。各観点の詳細は、別紙１及び別紙２のとおりとする。

①．基礎的な観点

各申請団体より提出される事業計画書等において、事業実施の際に必要と考えられる事項に関して説明がなされているか。

②．事業内容に関する観点

各申請団体が取り組む事業において、中央競技団体の改革・自走を促進し経営力強化に資する内容となっているか。

２．評価点の算出

各中央競技団体の過去 4 年間の経常収益（登録料収入、事業収入、寄付金収入等）の平均伸び率に応じて、基礎点に以下の割合を乗じることにより、評価点を算出する。なお、統括団体は、基礎点に 100%を乗じた額を評価点とする。

平均伸び率	ランク	乗じる割合
115%	A	110%
85%以上 115%未満	B	100%
85%未満	C	90%

（別添２）

令和４年度競技団体の組織基盤強化支援事業　審査基準
－助成金の額の算出方法－

Ⅰ　助成金の額

助成金の額は、申請額と評価点に基づき下表より算出される額のいずれか低い方とする。

評価点	ランク	評価点に基づき算出される額	
			※
85 点以上	特Ａ	30,000 千円	60,000 千円
75 点以上 85 点未満	Ａ	27,000 千円	54,000 千円
65 点以上 75 点未満	Ｂ	24,000 千円	48,000 千円
50 点以上 65 点未満	Ｃ	21,000 千円	42,000 千円

※「令和４年度競技団体の組織基盤強化支援事業の実施に関する基本方針」（２）⑥の事業目的に合致する取組を含み、事業の実施主体が複数となる助成対象事業を行う場合

Ⅱ　自己負担軽減措置

競技団体の財政規模（前年度の経常収益額が 10 億円未満等）やその時々の社会状況等に応じて、必要があると認める場合には、自己負担軽減措置として、助成率を 5 分の 5 として取扱うものとする。

（別添３）

審査要領

令和４年度競技団体の組織基盤強化支援事業における申請団体の審査、評価及び選定を行うため、スポーツ庁において評価委員会を設置する。助成事業の選定は評価委員会によって行うものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

（秘密の保持）

第１ 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

（利害関係者の審査）

第２ 審査委員は、申請団体の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁競技スポーツ課長に文書で申し出なければならない。

① 申請団体の事業計画書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合。

② 審査委員が所属している機関から申請があった場合。

③ 審査委員自身が、過去５年以内に申請団体から寄附を受けている場合。

④ 審査委員自身が、過去５年以内に申請団体と協働で助成事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合。

⑤ 審査委員自身と申請団体との間に、過去５年以内に取引があり且つ申請団体からその対価を審査委員自身が受け取っている場合。

⑥ その他、申請団体（申請団体が法人の場合はその役員、その他事業計画書の中の代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該申請団体の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合。

２ 前項の１号から５号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する申請団体の審査を行ってはならない。また、６号に該当する場合、スポーツ庁は評価委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該申請団体の審査を辞退した場合はその限りではない。

３ 評価委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、評価委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

４ 審査委員は、前項により評価委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する申請団体の審査を行ってはならない。

（不公正な働きかけ）

第３ 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁競技スポーツ課長に報告しなければならない。

２ スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

（別紙１）

令和４年度競技団体の組織基盤支援強化事業
評価の観点【中央競技団体】

【採点方法】
各評価項目の配点に応じて、以下の考え方を基に採点を行う。
１基礎的な観点：各団体より提出される事業計画書において、事業実施の際に必要と考えられる事項について説明されているか。
２事業内容に関する観点：各団体が取り組む事業において、中央競技団体の改革・自走を促進し経営力強化に資する内容となっているか。

番号	設問
1	**基礎的な観点**
（1）	事業実施・事業管理に必要な人員・体制が具体的に記載されているか。
（2）	事業を適切に遂行するために必要な経費が記載されているか。
（3）	事業を適切に遂行するために、必要な財源の確保について説明がなされているか。
（4）	事業の遂行に当たって必要な知識・知見について、団体が有しているもしくは有するための取組について説明されているか。
（5）	中長期のビジョンを策定しているか。（策定しない場合、本事業において策定する必要がある。）
2	**事業内容に関する観点**
（1）	**共通評価項目**
	① 団体が、組織としての現状の課題を把握し、課題解決のために事業実施が必要であることについて、十分に説明しているか。
	② 事業を実施することで得られる組織にとってのメリットと、それにより実現したい組織としての目指すべき姿が明確にされているか。
	③ 事業を円滑に遂行するための手順・スケジュールが具体的かつ合理的なものであるか。
（2）	**事業別評価項目**
	▼　以下の考え方に基づき、総合的に評価する。 ○計画内容はより具体的であるか ○実現可能性は見込まれるか ○組織の将来的な自走に発展するものであるか ○より先進的（先端技術の活用等）な取組であるか ○スポーツ界全体（スポーツDX、パラ等）の発展に資するものであるか

（別紙２）

令和４年度競技団体の組織基盤支援強化事業
評価の観点【統括団体】

【採点方法】
各評価項目の配点に応じて、以下の考え方を基に採点を行う。
１基礎的な観点：各団体より提出される事業計画書において、事業実施の際に必要と考えられる事項について説明されているか。
２事業内容に関する観点：各団体が取り組む事業において、中央競技団体の改革・自走を促進し経営力強化に資する内容となっているか。

番号		設問
1		基礎的な観点
（1）		中央競技団体を支援することを目的としており、事業の成果が中央競技団体の経営力強化に資するものであるか。
（2）		事業実施・事業管理に必要な人員・体制が具体的に記載されているか。
（3）		事業を適切に遂行するために必要な経費が記載されているか。
（4）		事業を適切に遂行するために、必要な財源の確保について説明がなされているか。
（5）		事業の遂行に当たって必要な知識・知見について、団体が有しているもしくは有するための取組について説明されているか。
（6）		中長期のビジョンを策定しているか。（策定しない場合、本事業において策定する必要がある。）
2		事業内容に関する観点
（1）		共通評価項目
	①	組織としての現状の課題を把握し、課題解決のために事業実施が必要であることについて、十分に説明しているか。
	②	事業を実施することで得られる組織にとってのメリットと、それにより実現したい組織としての目指すべき姿が明確にされているか。
	③	事業を円滑に遂行するための手順・スケジュールが具体的かつ合理的なものであるか。
（2）		事業別評価項目
	▼	以下の考え方に基づき、総合的に評価する。
		○計画内容はより具体的であるか ○実現可能性は見込まれるか ○組織の将来的な自走に発展するものであるか ○より先進的（先端技術の活用等）な取組であるか ○スポーツ界全体（スポーツDX、パラ等）の発展に資するものであるか